



議案第二十三号

鳥取県中部地区市町村視聴覚教育協議会の廃止について

鳥取県中部地区市町村視聴覚教育協議会を昭和五十四年三月三十一日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎